



一般社団法人

24時間在宅ケア研究会

**介護・医療
連携推進会議
の運営
自己評価・外部評価**



● 介護・医療連携推進会議とは

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（抄）（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号厚生労働省老健局振興課長、老人保健課長通知）より抜粋

1 総論

地域密着型サービス基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、このうち運営推進会議等に関する事項は、市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準に該当し、市町村の指導監査や立入調査等において遵守状況の点検対象となる場合がある。

地域密着型サービス基準では、**指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は介護・医療連携推進会議をおおむね6月に1回以上、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催することを規定しているが、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うこととしたところである。**これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものである。各事業者には、運営推進会議等の開催、運営推進会議等を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが地域密着型サービス指定基準により義務づけられており、利用者に対するサービス提供にあたり、職員に対し、十分に意識づけを図ることが重要である。

● 開催頻度・構成員

開催頻度	<p>おおむね6月に1回以上の開催（年2回以上）</p> <p>ただし、以下の条件を満たす場合は、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 利用者等の個人情報の保護。✓ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られ、地域の実情にあわせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。✓ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数半数を超えない。✓ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で行う。
構成員	<ol style="list-style-type: none">① 事業所の管理者または従業員② 利用者または利用者の家族③ 地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブ代表等）④ 地域の医療関係者（医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）⑤ 市区町村の職員または地域包括ケアセンターの職員⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等 <p>✓ 全構成員が揃う必要はないと定めている保険者もあります。</p>

● 開催の連絡方法・開催場所

開催の連絡方法	構成員の都合を確認したうえで、おおむね開催1か月前までに日程調整を行います。 市の職員または地域包括支援センター職員の出席を依頼する場合は、所定の書式で依頼するよう定めている保険者もあります。
開催場所	事業所の会議室や、地域交流センター等の貸し会議室等で実施します。 なお、令和3年度報酬改定において、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しが行われます。 ✓ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、 テレビ電話等を活用しての実施 を認める。 ✓ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、 テレビ電話等を活用しての実施 を認める。
参考	➢ 厚生労働省 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス https://www.mhlw.go.jp/content/000681800.pdf ➢ 厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000166260.pdf

● 会議の内容

会議の内容

介護・医療連携推進会議の内容については、特に定めがなく、事業所ごとにテーマを設定しています。

【内容の例】

- ✓ サービスの概要（利用者に関する事項、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス）
- ✓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入事例の紹介
- ✓ 困難事例の報告
- ✓ 利用者又は利用者家族からの要望
- ✓ 地域から事業所への要望・質疑、または事業所から地域への要望・質疑
- ✓ その他必要な事項

介護・医療連携推進会議では、構成員から評価（感想等）を受けるとともに、要望・助言を受けた場合は、事業所ごとに必要な措置を講じてください。

● 会議の流れのイメージ



● 記録の作成・保存、公表

<p>記録の作成・保存</p>	<p>事業者は介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録（議事録）をとる必要があります。また、記録は2年間保存しなければなりません（保険者によって異なる場合あり）。</p>
<p>記録の公表</p>	<p>事業者は介護・医療連携推進会議の記録（議事録）を公表する必要があります。公表先として、介護サービス情報公表システムでの公表、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等が挙げられています。</p>

●●●●年度 第●回 介護・医療連携推進会議 記録

● 事業所情報

法人名	社会福祉法人●●●●
事業所	●●●定期巡回ステーション

● 開催日時・場所

日時	●●●●年●月●日
場所	●●●センター小会議室

● 参加者（順不同・敬称略）

NO	所属（役職）	氏名
1	A 訪問看護ステーション（管理者）	●●
2	B 介護支援事業所（管理者）	●●
3	C 地域包括支援センター（相談員）	●●
4	D 市民生委員	●●
5	E 様のご家族	●●
6	●●●定期巡回ステーション（管理者）	●●
7	●●●定期巡回ステーション（計画作成責任者）	●●

● 議事

NO	議事内容
1	利用状況
2	事例
3	質疑応答・外部評価
4	意見交換

● 記録

議事1	利用状況 地域連携事業所：訪問介護 24 事業所：訪問看護 18 事業所 利用者数：●●●●年●月末 30人 平均要介護度 3.4 取組み：居宅介護支援事業所への営業 普及していない原因：周知不足・行政の認識がまちまち・CMの理解の相違
議事2	事例1 要介護3 体調変化に伴うサービス計画見直しの事例 事例2 要介護1 内服確認の相時間サービス提供から問題発見の事例
議事3	質疑応答 ○定期巡回を利用されている方が訪問介護に移行するケースはあるか。 状態に応じた提案等ができていますか？ →状態に応じて訪問介護の移行も発生しているが、様々な事情から移行できないケースもある。例えば要介護5の方で体調が回復し、訪問回数も少なく、訪問介護への移行を検討したが、訪問介護事業所では土日の対応ができない等の理由により断念したケースもある。
議事4	意見交換 ○チーム型を実施する上で情報共有をスムーズに行えるよう調整してほしい。 ○状態の変化に応じた対応を強化してほしい。

議事録作成（作成日） ●●●●年●月●日

以上

【議事録の例】

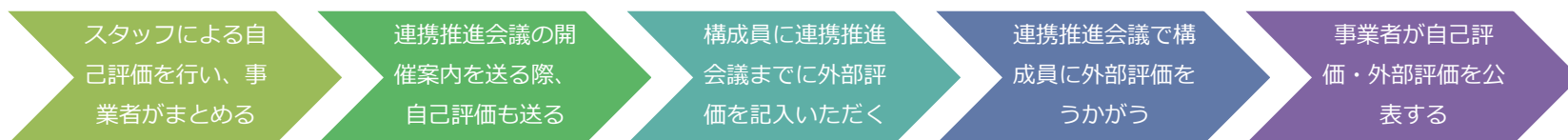
参加者、開催日時、場所、内容、作成者等を記録として残します。

「だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように」がわかるように記録することが重要です。

● 自己評価、外部評価

開催頻度	自己評価・外部評価ともに 1年に1回以上の実施 が必要です。
自己評価	自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、個々のスタッフの問題意識を向上させ、質の向上を目指すものとして実施します。
外部評価	事業者が行った自己評価の結果に基づき、介護・医療連携推進会議の構成員が第三者の観点から評価を行います。
参考	<p>一般社団法人24時間在宅ケア研究会のホームページにて、自己評価及び外部評価の在り方が公開されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般社団法人24時間在宅ケア研究会 自己評価・外部評価 評価表 https://24h-care.com/wp/wp-content/uploads/2019/10/65a4a3d91a4c28273519db2e6ff6ebf1.pdf ➤ 一般社団法人24時間在宅ケア研究会 自己評価・外部評価の評価項目の枠組み https://24h-care.com/wp/wp-content/uploads/2019/10/cf08777d2fcc50238e558da0a90023b6.pdf

● 自己評価・外部評価の流れのイメージ



● 年間スケジュール例

4月	
5月	
6月	
7月	介護・医療連携推進会議の日程調整
8月	介護・医療連携推進会議 開催
9月	記録（議事録）の作成・公表
10月	
11月	
12月	スタッフの自己評価
1月	自己評価をまとめる、介護・医療連携推進会議の日程調整
2月	介護・医療連携推進会議 開催（外部評価の実施）
3月	記録（議事録）の作成・公表

お問い合わせ先



一般社団法人

24時間在宅ケア研究会

TEL 03-6630-7488 (平日9:00~18:00)

FAX 03-5285-4541

MAIL info@24h-care.com

お気軽にお問い合わせください